

令和2年4月14日

保護者各位

静岡県立浜松東高等学校  
校長 高塚 諭

### 成年年齢の引下げへの対応について

陽春の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、本校の教育に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、平成30年6月20日に公布されました「民法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、令和4年4月1日から施行されます。具体的には、平成16年4月2日以降に生まれた者で、令和2年度以降に高等学校に入学等をした者については、在学中に成年となります。

については、成年年齢の引下げを見据え、学校における環境整備を適切に行ってまいります。

そのため保護者のみなさまには、下記の内容についてご理解ご配慮をお願いします。

生徒、保護者の皆様には本内容に関する情報提供を行うとともに、今後も生徒が高校生としての本分を自覚した学校生活を送ることができるよう支援してまいりますので、御家庭でも御指導くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 消費者教育について

- (1) 満18歳で成人となったものは契約の主体となることから、社会の一員として行動する自立した消費者となる消費者教育の推進を生徒、保護者、学校が一体となって行う。
- (2) 消費者被害に遭った生徒から相談を受けた場合は、消費生活センター等の外部の専門機関に相談することを促すなど適切に対応する。

#### 2 改正法に基づく留意事項

- (1) 成年年齢に達した生徒は、退学、転学、留学及び休学に関して、保護者等の同意を必要とすることなく単独で校長の許可を得ることができることとなるが、高校在学中はいまだ成長過程にあり、引き続き支援が必要な存在であることから、その手続きを行う際には、事前に学校、生徒、保護者等と話し合いの場を設ける。
- (2) 生徒指導及び進路指導については、生徒は家庭の中で育ち、地域社会と関わりながら社会性を身に付け、成長していくものであることから、成年年齢に達した意義を踏まえながら保護者等との連携の下で行う。
- (3) 生徒の健やかな成長を支援する観点から、保健指導等に当たっては引き続き、これまで同様の取扱いを行う。

#### 3 その他

改正法に関しては、関係法令を考慮して対処する。

担当 副校長 望月 久資  
電話 053-434-4401